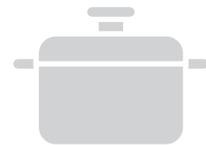
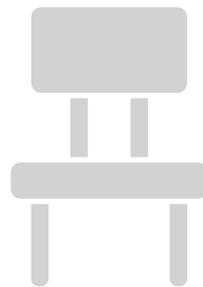


雑貨工業品



ティシュペーパー及びトイレトペーパー	68	革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	89
障子紙	69	かばん	90
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	70	洋傘	91
塗料	71	靴	92
サングラス	72	たんす	93
浄水器	73	机及びテーブル	94
ショッピングカート	75	椅子、腰掛け及び座椅子	96
食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	76	スプリングマットレス	97
合成ゴム製器具：台所用容器等	77	ウレタンフォームマットレス	98
合成ゴム製器具：皿等	78	歯ブラシ	99
合成ゴム製器具：まな板	79	哺乳用具	100
合成ゴム製器具：製氷用器具	80	合成洗剤	101
合成ゴム製器具：食事用の器具等	81	洗濯用又は台所用の石けん	103
強化ガラス製器具	82	住宅用又は家具用の洗剤	105
ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具	83	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー	106
漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具	84	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：その他の磨き剤	107
鍋	85	接着剤	108
湯沸かし	86	住宅用又は家具用のワックス	109
魔法瓶	87		
革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、スポン、ドレス、スカート及び上衣	88		



雑貨工業品

ティッシュペーパー及びトイレットペーパー

定義

対象となる範囲は、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーに限られており、タオルペーパー、クッキングペーパー等については対象となっていない。


1 寸法

- 方形のもの(ティッシュペーパーをいう。以下同じ)は、その製品の縦及び横の長さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±2mm以内)。
- 巻取りのもの(トイレットペーパーをいう。以下同じ)は、その製品の幅をミリメートル単位で、長さをメートル単位でいずれを指すかを分かりやすく示してそれぞれ表示する(許容範囲は、長さは-0mm以内/表示値より実測値が長い分には構わない、幅は±2mm以内)。
- 巻取りの2枚以上重ねられたものは、2枚以上に重ねられた枚数を枚重ね単位で、2枚以上に重ねられたものの状態における長さをメートル単位でそれぞれ表示する(例:2枚重ね50m)。


2 枚数

- 方形の1枚ものではその製品の枚数を、方形の2枚以上重ねられたものではその製品の1枚ごとの合計枚数をそれぞれ表示する。
- この場合、2枚以上重ねられたものはその合計枚数の次に括弧書きで組数を付記する(例:100枚(50組))。許容範囲は-0(表示値より実測値が多い分には構わない)。


3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。


表示方法等

- 最小販売単位(個々のティッシュペーパー、トイレットペーパー)ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には包装箱等への印刷が適当である。
- 必ずセット(たとえば5個セット)で販売されるようなタイプの商品は、表示は各セットに1箇所であっても可能。

表示例

巻取りトイレットペーパー

寸法 幅 150mm × 長さ 2枚重ね 50m

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

ティッシュペーパー

寸法 縦 200mm × 横 230mm
枚数 400枚 (200組)

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

障子紙

定義 和室等の間仕切り、明かり取り、室内の保温に用いられる障子に貼るもの。

1 製法

- 抄紙工程に抄紙機を用いる製法によるものは「機械すき」の用語、簀桁(すげた)を用いる製法によるものは「手すき」の用語を用いて表示する。
- 「純楮製」「手すき風」等の表示はできない。

2 材料

- 長繊維原料及び木材パルプ(以下、「長繊維原料等」という)については、「こうぞ」「マニラ麻」「パルプ」等の指定用語を用いて、その用語に、その長繊維原料等の混合率を示す数値を付記して、その混合率の大きいものから順に表示する(許容範囲は±5以内)。
- 指定用語は次の表の通り。
- 長繊維原料等の種類の混合率が20%未満のものについては、混合率の付記を省略することができる。
- 蛍光剤を配合しているものは、「蛍光剤配合」の用語を用いて付記する。

長繊維原料等の種類	長繊維原料等の種類を示す用語 <small>表示名</small>
こうぞ	こうぞ
みつまた	みつまた
ビスコース繊維	レーヨン
マニラ麻	マニラ麻
ビニロン繊維	ビニロン
ガラス繊維	ガラス繊維
前各号に掲げる長繊維原料の種類以外の長繊維原料	長繊維原料の種類 の通称を示す用語
木材パルプ	パルプ

3 寸法

- 次の表の左欄に掲げる形状に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる計量単位を用いていずれを指すかを分かりやすく示して表示する。

形 状	計量単位	許容範囲
巻 式	幅 センチメートル単位	±0.2cm以内
	長さ メートル単位	-0m
平判式	幅 センチメートル単位	±0.2cm以内
	長さ センチメートル単位	-0m
1枚はり式	幅 センチメートル単位	±0.5cm以内
	長さ メートル単位	-0m

4 枚数

(平判式のものに限る)

- その製品の枚数を表示する(平判式のものに限る)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する(包装への印刷、ラベルの貼付け又は添付等)。

表示例

製 法	機械すき
材 料	パルプ 70%
	ビニロン 30%
	蛍光剤配合
寸 法	幅 60cm × 長さ 90cm
枚 数	10枚
	〇〇×株式会社
	東京都千代田区〇〇町×番地
	TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS P8120(紙、板紙及びパルプ-繊維組成試験方法)
- JIS S3102(障子紙)

雑貨工業品

衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

定義

主たる成分が酸化剤又は還元剤から成り、衣料品等の黄ばみ、しみ等を分解し、又は変化させて白くする化学作用を有するもの。

1 品名

●その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示する。

2 成分

●酸化剤又は還元剤は、その「成分の種類の名前を示す用語」の次に括弧書きでその「成分の系別を示す用語」を付記する。その成分の種類の名前及び系別が次の表に示すものに該当する場合は、当該欄に掲げる用語を使用する。

主たる成分の区分	成分の系別を示す用語	成分の種類の名前を示す用語 表示名
酸化剤	塩素系	次亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム（又はカリウム）
	酸素系	過炭酸ナトリウム、過ほう酸ナトリウム、モノ過硫酸ナトリウム、過酸化水素
還元剤	還元系	ハイドロサルファイト、二酸化チオ尿素

●界面活性剤を含有するものは、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きで、含有される界面活性剤のうち含有率が最も高いものの種類の名前を表示する。種類の名前は、「合成洗剤」の「界面活性剤の種類の名前を示す用語」に準ずる(101ページ参照)。

●りん酸塩を1%以上(五酸化りん換算)含有するものは、「りん酸塩」の用語を表示し、その用語の次に含有率(五酸化りん換算)を括弧書きで付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。

●りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものはその成分の機能の名前を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものはその成分の機能の名前の次に括弧書きで種類の名前を示す用語を用いて表示する。

●蛍光剤、酵素を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」の用語を表示する。

3 液性

●水素イオン濃度(pH)により、次の表に基づきその液性を示す用語を表示する。

水素イオン濃度 (pH)	用語 表示名
11.0 を超えるもの	アルカリ性
11.0 以下 8.0 を超えるもの	弱アルカリ性
8.0 以下 6.0 以上のもの	中性
6.0 未満 3.0 以上のもの	弱酸性
3.0 未満のもの	酸性

4 正味量

●計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

●この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

5 使用方法

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。

- イ) 使用量の目安。
- ロ) 標準的な使用方法。
- ハ) 使用の対象とすることができるものとできないものの具体例。
- ニ) 繊維に使用した場合の使用適否の試験方法(還元系のもを除く)。
- ホ) 樹脂加工を施した繊維が黄変した場合の対処法(塩素系のものに限る)。
- ヘ) 温水を使用する場合の効果(酸素系及び還元系のものに限る)。

6 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。

- イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
- ロ) 熱湯では使用しない旨。
- ハ) 万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。
- ニ) 直射日光の当たる所又は高温の所に置かない旨。
- ホ) 用途外に使用しない旨。

7 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、その容器又は包装等の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

●巻末資料に掲載 >>> 111ページ

参 考

- 計量法
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	台所用漂白剤
成分	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系) 界面活性剤(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム)、アルカリ剤
液性	アルカリ性
正味量	600ml
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量の目安については、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること ・用途ごとに、標準的な使用方法を具体的に表示すること ・使用の対象とすることができるものとできないものを具体的に例示すること ・繊維に使用した場合に、当該繊維が変質したり当該繊維に施された染色が変質したりしないことを確認するための試験方法を表示すること ・樹脂加工を施した繊維に使用して当該繊維が黄変した場合に、これを漂白するための方法を表示すること
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の手が届かないところに置かない旨 ・熱湯では使用しない旨 ・万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨 ・直射日光の当たる所又は高温の所に置かない旨 ・用途外に使用しない旨
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町 ×× 番地 TEL 03-9999-9999

雑貨工業品

塗料

定義

- 塗料とは、流動性を持ち物体の表面に塗り広げられ、薄い膜となって乾燥、固化、密着してその物体の保護、美化及びその他の目的を達成するもの。
- 対象となるものは家庭用塗料である。一般消費者が小売店等で購入するものは全て対象となり、模型用等のごく少量のものであっても表示の対象となる。

1 品名

- 塗膜を形成するための主成分の種類に応じ、適切に表示する。
- 具体的には、乾性油を主成分とする塗料については「油性塗料」、ニトロセルロースを主成分とするものは「ラッカー」、合成樹脂を主成分とするものは「合成樹脂塗料」、セラックを主成分とするものは「酒精塗料」の用語を用いてそれぞれ表示する。

2 色名

- 表示すべき色名の色を容器の見やすい箇所に付着させ、その付着させた色の色名を示す用語を用いて表示する。
- 色のついていない透明の塗料については「透明、無色」等、色がついていない旨を表示することが望ましい。
- 英文表示(アルファベット)は認められない。

3 成分

- その成分の種類を名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその成分が、油脂、セラック、ニトロセルロース、顔料、染料、有機溶剤、防カビ剤、水にあたる場合は、「油脂」「セラック」「ニトロセルロース」「顔料」「染料」「有機溶剤」「防カビ剤」「水」の用語を用いて表示する。
- さらにその成分が合成樹脂のものは、「合成樹脂」の用語の次にその主たる合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記する。
- また、その含有率を示す数値を%でその用語の次に括弧書きで付記することができる。

4 用途

- 当該塗料による塗装に適するものの名称を示した用途を適正に表示する。
- 用途が屋外の木部用、屋内の木部用、木床用、鉄用(さび止め)、トタン用、屋外壁用、屋内壁用又は浴室・台所の壁用にあたる場合は、それぞれ「屋外木用」「屋内木用(床を含む)」又は「屋内木用(床を除く)」「木床用」「鉄用(さび止め)」「トタン用」「屋外壁用」「屋内壁用(浴室・台所の壁を含む)」又は「屋内壁用(浴室・台所の壁を除く)」「浴室・台所の壁用」の用語を用いて表示する。複数の用途を持つものについては、「鉄用・トタン用」のような表示になる。

5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。
- この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

6 塗り面積

- 当該塗料の容量で標準的な塗装をする場合における塗装が可能なおおよその面積を平方メートル単位又は平方センチメートル単位で表示する。
- 塗料によっては複数回塗りのものもあるので、塗り回数を括弧書きで付記する。

7 使用方法

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適正に表示する。該当しないことが明らかなき場合は省略できる。
- イ)塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨。
- ロ)使用するときは、容器の蓋に手を添えて開け、塗料を底から十分にかき混ぜる旨(エアゾール式のものを除く。以下二)まで同じ)。
- ハ)塗料の粘度が高く塗りにくいときは、塗料用希釈剤(使用すべき希釈剤の種類を表示する)で少し薄める旨。ただし、水性の塗料は水で薄める旨。
- ニ)5℃以下のときは塗らない旨(水性の塗料に限る)。
- ホ)使用するときには、容器を十分に振り、よく混ぜる旨(エアゾール式ののものに限る。以下チ)まで同じ)。
- ヘ)塗料を吹きつけるとき、塗る面と噴出口との間は、○～○センチメートル(適正な数字を表示する)の間隔をとる旨。
- ト)一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄めにまんべんなく2回から3回くらい塗り重ねる旨。
- チ)使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして2秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨。

8 用具の手入れ方法

- 当該塗料の洗浄に適する手入れ方法を適正に表示し、その手入れ方法において使用すべき塗料用希釈剤(うすめ液)の種類を名称を表示する(エアゾール式のものを除く)。

9 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなき場合は省略できる。
- イ)子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨。
- ロ)有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨。
- ハ)火気のあるところでは塗らない旨。
- ニ)残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。
- ホ)残った塗料は、蓋をし、直射日光や-5℃以下の場所を避けて保存する旨(水性の塗料に限る)。
- ヘ)塗料を吹きつけるときは、人や物にからまないよう注意する旨(エアゾール式ののものに限る)。

10 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法(その容器に印刷又は貼り付ける等)で分かりやすく表示する。

参考

- 計量法
- JIS K5500(塗料用語)
- JIS Z8102(物体色の色名)

表示例

はけ塗り塗料

品名	合成樹脂塗料
色名	黒色
成分	油脂、合成樹脂(アルキド)、顔料、有機溶剤
用途	鉄用
正味量	1ℓ
塗り面積	20㎡(1回塗り)

使用方法

- ・塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨
- ・使用するときは、容器の蓋に手を添えて開け、塗料を底から十分にかき混ぜる旨
- ・塗料の粘度が高く塗りにくいときは、塗料用希釈剤(使用すべき希釈剤の種類を名称を表示する)で少し薄める旨
- 用具の手入れ方法
- ・使用した「はけ」等は、塗料用希釈剤で洗い保存する旨
- 取扱い上の注意
- ・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨
- ・有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨
- ・火気のあるところでは塗らない旨
- ・残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存する旨

○××株式会社
東京都千代田区○×町××番地
TEL 03-9999-9999

エアゾール式塗料

品名	ラッカー
色名	黄色
成分	ニトロセルロース、合成樹脂(アクリル)、顔料、有機溶剤
用途	鉄用
正味量	300mℓ
塗り面積	約1㎡(2回塗り)

使用方法

- ・塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨
- ・使用するときは、容器を十分に振り、よく混ぜる旨
- ・塗料を吹きつけるとき、塗る面と噴出口との間は○～○cm(適正な数字を表示する)の間隔をとる旨
- ・一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄目にまんべんなく2回から3回くらい塗り重ねる旨
- ・使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして2秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨

取扱い上の注意

- ・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨
- ・有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨
- ・火気のあるところでは塗らない旨
- ・塗料を吹きつけるときは、人や物にからまないよう注意する旨

○××株式会社
東京都千代田区○×町××番地
TEL 03-9999-9999

雑貨工業品

サングラス

定義

- 一般屋外における強烈な太陽光線等に対する目の保護のために使われるもの、又はファッションの一つのアイテムとして着用するもの。
- 視力補正用のものを除く。

1 品名

- 次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の品名を示す用語を用いて表示する。

区 分	品 名 <small>表示名</small>
屈折力がいかなる経線においても-0.125 ディオプトリから0.125 ディオプトリまでの範囲内であり、かつ、任意のいかなる二経線間の屈折力の差が0.125 ディオプトリ以下であって、平行度が0.166 ディオプトリ以下のもの	サングラス
サングラスの項に掲げる区分に該当するもののうち、次のイ及びロに該当するもの イ 偏光度が90%以上であるもの ロ 偏光軸のずれが15度以下であるもの	偏光サングラス
前各項左欄に掲げる区分以外のもの	ファッション用グラス

2 レンズの材質

- 当該サングラスに使用されているレンズの材質の種類に応じ、それぞれ「ガラス」又は「プラスチック」の用語を用いて表示する。
- レンズを研磨したもの、レンズを強化したもの又はレンズの表面をコーティングしたものは、レンズの材質の種類を示す用語の次に括弧書きでそれぞれその旨を付記する。
- 「GLASS」「PLASTIC」のようにアルファベットで表示することはできない。

3 枠の材質

- レンズ枠及びテンプル(つる)に主として使用されている材質の名称をレンズ枠及びテンプルごとにそれぞれ適正に表示する。
- 特にその材質がプラスチック、セルロイド、ニッケル合金、アルミニウムの場合は、それぞれ「プラスチック」「セルロイド」「ニッケル合金」「アルミニウム」の用語を用いて表示する。
- めっき、塗装等を施してあるものは、枠の材質の種類を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記する。

4 可視光線透過率

- 可視光線透過率の表示に際しては、JIS T8141(遮光保護具)の9・1・f)「遮光能力試験」の1.2)「可視部試験」に定める方法又は光電検出器に視感度用フィルターを組み合わせ、その分光感度分布が標準比視感度分布にほぼ一致するようにした受光器を用い、A標準光に準じた光源に対する可視域の透過率測定を行う方法により測定し、その数値を表示すること(許容範囲は、表示値の±7%以内)。

- ハーフの半ばがしレンズは中心のところの透過率を、調光レンズは一番濃くなった時点での透過率を表示すればよい。

5 紫外線透過率

- JIS T8141(遮光保護具)の9・1・f)「遮光能力試験」の1・1)「紫外外部試験」又は2・1)「紫外外部試験」に定める方法により測定した数値を表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。

- 同試験方法においては、波長313nm及び365nmにおける透過率測定をそれぞれ行うこととなっているが、実際の表示において消費者にとって分かりやすい表示とするため、波長365nmにおける透過率を表示することが望ましい。

6 使用上の注意

- 次に掲げる項目を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨(偏光サングラスに限る)。
 - ロ)高温のところに置いたり傷をつけるような金属と一緒にしまわない旨。
 - ハ)あまり長い時間目にかけない旨(ファッション用グラスに限る)。

7 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- サングラスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、サングラス本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

表示例

品 名	ファッション用グラス
レンズの材質	プラスチック (コーティング)
枠の材質	
・ レンズ枠	プラスチック (塗装)
・ テンプル	ニッケル合金 (めっき)
可視光線透過率	70%
紫外線透過率	1.0%
使用上の注意	
	・ 高温のところに置いたり、傷を付けるような金属と一緒にしまわない旨
	・ あまり長い時間目にかけない旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS T8141(遮光保護具)
- JIS T8147(保護めがね)



浄水器

定義

- 飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。
- 業務用、非常時用、アウトドア用、浴槽用、シャワー用や河川水や井戸水を原水としているものは除く。
- カートリッジ等についても単体で販売される場合は対象となる。

繊維製品



1 材料の種類

- 浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称を適正に表示する。
- 材料が合成樹脂の場合は、合成樹脂加工品品質表示規程(35 ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。
- 材料の表面に「めっき」「塗装」等の加工が施してあるものは、材料の名称を示す用語の次に括弧書きでその旨を付記することができる。



2 ろ材の種類

- ろ材又は媒体に使用されている材料の種類を適正に表示する。
- 次の表に掲げるろ材の種類に応じ、同表に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料として繊維を使用したものにあつては、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の規程に準じて表示する。
- 2種類以上のろ材を使用する場合は、それら複数のろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示する。

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語 表示名
活性炭素繊維、粒状活性炭、粉状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空糸膜
逆浸透膜	逆浸透膜

合成樹脂加工品



3 ろ過流量

- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・1に定めるろ過流量試験の測定方法によって得られた数値をリットル単位で表示する。当該規定においては、連続式、回分式のものそれぞれ定められている。
- 単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちリットル単位で表示する(許容範囲は、表示したろ過流量に対して-5%以内)。



4 使用可能な最小動水圧

(供給された水を貯留して使用するものを除く)

- 次の方法による。
 - (1)連続式のもの
 - ・使用可能な最小動水圧の測定は、JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・2に定める最小動水圧試験の測定方法によって測定する。
 - ・使用可能な最小動水圧は、毎分0.5ℓ以上の流量が確保できる動水圧とする。
 - (2)回分式のもの(供給された水を貯留して使用するものを除く)は、「3.ろ過流量」を得ることができる最小の動水圧とする。
 - (3)ポンプを持つもの
 - ・JIS S3201の6・7に定める最低作動水圧試験の測定方法によって測定すること。
 - ・連続式のものであれば、使用可能な最小動水圧は、毎分 0.5 リットル以上の流量が確保できる動水圧とする。
- 上記方法により得た数値をメガパスカル単位又はキロパスカル単位で表示する(許容範囲は、表示した最小動水圧に対して+10%以内)。

電気機械器具



5 浄水能力

- 次の表に掲げる除去対象物質の種類を示す用語ごとに表示する。その用語の次に括弧書きで「総ろ過水量(リットル単位で表示する)」「除去率80%である旨」「JIS S3201、又は同規格の付属書Aに基づいて測定した試験結果である旨」を付記する(許容範囲は、表示した総ろ過水量に対して-10%以内)。

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語 表示名
遊離残留塩素	遊離残留塩素
濁り(水中浮遊微粒子等の濁りを発生させる物質)	濁り
揮発性有機化合物	クロロホルム
	プロモジクロロメタン
	ジプロモクロロメタン
	プロモホルム
	テトラクロロエチレン
	トリクロロエチレン
	総トリハロメタン
農薬	2-クロロ-4・6-ビスエチルアミノ-1・3・5-トリアジン
かび臭	2-メチルインボルネオール
重金属	溶解性鉛



6 回収率

(ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る)

- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・3に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示する(許容範囲は、表示した回収率に対して-10%以内)。

雑貨工業品

浄水器

7 ろ過水容量

(回分式浄水器のうち、ろ過水を貯留するものに限る。)

- JIS S3201の6・6に定めるろ過水容量試験の測定方法によって得た数値をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示したろ過水容量に対して-0%以内)。

8 ろ材の取替時期の目安

- 適切な取替の期間について具体的に分かりやすく表示する。

9 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ)水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨。
 - ロ)ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨。
 - ハ)熱湯を流さない旨。
 - ニ)浄水した水はできるだけ早く使用する旨。
 - ホ)夜間等長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨。
 - ヘ)凍結のおそれがある場所に設置する場合は、内部を凍結させないように注意する旨。
 - ト)ろ材の種類が逆浸透膜のものについては、排出される捨て水がある旨。

10 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、使用上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼り付け、ゴムやひもでの結合等)により表示する。
- 交換用ろ材が販売される場合は、「材料の種類」「ろ材の種類」「浄水能力」「ろ材の取替時期の目安」「使用上の注意」を表示する必要がある。
- 逆浸透膜の交換用ろ材の場合は、「回収率」を表示する必要がある。

表示例

連続式浄水器

材料の種類 ABS樹脂、ステンレス
 ろ材の種類 活性炭、不織布、中空糸膜(ポリエチレン)
 ろ過流量 3.0ℓ/分
 使用可能な最小動水圧 0.01MPa
 浄水能力 遊離残留塩素
 (総ろ過水量2500ℓ、除去率80%、JIS S3201 試験結果)
 濁り
 (総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS S3201 試験結果)
 総トリハロメタン
 (総ろ過水量1000ℓ、除去率80%、JIS S3201 試験結果)
 CAT
 (総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS S3201 試験結果)
 ろ材の取替時期の目安

除去物質名	1日当たりの使用水量	
	10ℓ/日	15ℓ/日
遊離残留塩素	250日(約8ヶ月)	150日(約5ヶ月)
濁り	150日(約5ヶ月)	100日(約3ヶ月)
総トリハロメタン	100日(約3ヶ月)	60日(約2ヶ月)
CAT	150日(約5ヶ月)	100日(約3ヶ月)

(除去対象物質によって、取替時期は異なります。また、使用水量、水質によって取替時期の目安が短くなることがあります。)

使用上の注意

- ・水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨
- ・ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨
- ・熱湯を流さない旨
- ・浄水した水はできるだけ早く使用する旨
- ・夜間等長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨
- ・凍結のおそれのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないように注意する旨

○○××株式会社
 東京都千代田区○○町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)



雑貨工業品



食卓用、食卓用 又は台所用の アルミニウムはく

定義

家庭用で、飲食に供するものを包装するために使用される食卓用のもの、汚れを防止したり、装飾用に使用される食卓用のもの、食物等を保存又は調理するための包装の用に供される台所用のものを指す。



1 寸法

- その製品の幅をセンチメートル単位で、長さをメートル単位で、厚さをマイクロメートル単位で、いずれを指すかを分かりやすく示して表示する(許容範囲は、JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)の4・2(寸法許容差)による)。
- 特に厚さの測定方法は、JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)の5・2(厚さの測定試験)によること。



2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)酸分及び塩分によって変色や浸食が生じることがある旨。
 - ロ)直火によって溶解が生じることがある旨。
 - ハ)保管場所の湿度等によっては変色が生じることがある旨。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け、印刷、下げ札の取付け、ラベルの添付等)により表示する。

表示例

寸法 幅25cm × 長さ12m × 厚さ17 μ m
 取扱い上の注意
 ・酸分及び塩分によって変色や浸食が生じることがある旨
 ・直火によって溶解が生じることがある旨
 ・保管場所の湿度等によって変色が生じることがある旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)

合成ゴム製器具：台所用容器等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)
- ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水滴、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等(椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く。)

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成ゴム製器具を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を－10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。 この場合において、低温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度＋10℃

4 容量

- 容量が1ℓ以上の場合にあってはリットル単位で、1ℓ未満の場合にあってはミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-4%以内)。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ハ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。
 - ニ)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限る)。
 - ホ)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで利用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。
 - ヘ)オープン用として使用できないものについては、オープンで使用できない旨、オープンで利用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(シリコンゴムのみから成るものに限り)。
 - ト)食材の臭いが移る場合がある旨。
 - チ)食材の色が移る場合がある旨(該当しない場合は省略できる)

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

表示例

使用材料 シリコンゴム
耐熱温度 220℃
耐冷温度 -60℃
容 量 3.0ℓ

取扱い上の注意

- 火のそばに置かない旨
- 電子レンジを使用する際の注意事項
- オープンを使用する際の注意事項
- 臭い移りに関する旨
- 変色に関する旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されており、保冷剤を使用していない場合



合成ゴム製器具：皿等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)
- 椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器。



1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ハ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。
 - ニ)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限る)。
 - ホ)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。
 - ヘ)オープン用として使用できないものについては、オープンで使用できない旨、オープンで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(シリコンゴムのみから成るものに限る)。
 - ト)食材の臭いが移る場合がある旨。
 - チ)食材の色が移る場合がある旨(該当しない場合は省略できる)。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 シリコンゴム
 耐熱温度 220℃
 取扱い上の注意
 ○火のそばに置かない旨
 ○電子レンジを使用する際の注意事項
 ○オープンを使用する際の注意事項
 ○臭い移りに関する旨
 ○変色に関する旨
 ○〇×株式会社
 東京都千代田区〇〇町×番地
 TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

合成ゴム製器具：まな板



定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く)。

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 寸法

- まな板の本体を収納することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5mm以内)。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)熱い鍋等を載せない旨。
 - ハ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ニ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 合成ゴム
 耐熱温度 120℃
 寸法 縦 400mm、横 300mm、厚さ 25mm
 取扱い上の注意
 ○火のそばに置かない旨
 ○熱い鍋等を載せない旨

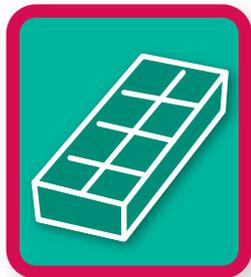
〇〇×株式会社
 東京都千代田区〇〇町×番地
 TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

合成ゴム製器具：製氷用器具



定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)



1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。



2 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成ゴム製器具を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を-10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。この場合において、低温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度=前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度+10℃



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 シリコンゴム
耐冷温度 -60℃
取扱い上の注意
○火のそばに置かない旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)



合成ゴム製器具：食事用の器具等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)
- スプーン、フォーク、へら、おたま、鍋敷き、鍋つかみ等の食事用の器具等。



1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコーンゴム及び液状シリコーンゴムは「シリコーンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコーンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。

参 考

- 合樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

表示例

使用材料	シリコーンゴム
耐熱温度	220℃
○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	



雑貨工業品

強化ガラス製器具

定義

- 食事用、食卓用又は台所用の強化ガラスでできた器具に限る(コップや皿、調味料入れなど)。
- 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造したもの。
- 花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等については除く。

1 品名

●「強化ガラス製器具」の用語を用いて表示する。他の用語を使って表示することはできない。

2 強化の種類

●その強化の種類が次の表に掲げる強化の種類に必ずものであるときは、強化の種類を示す用語を用いて表示する。

強化の種類	強化の種類を示す用語 <small>表示名</small>
物理強化またはイオン強化により製品口部の表面に圧縮層を設け、口部の強度を増大したもの	口部強化
物理強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面物理強化
イオン強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面イオン強化
熱膨張係数の異なる2種類以上のガラスを三層以上に重ね合わせることで、製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増したのもの	全面積層強化

3 取扱い上の注意

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。

イ)破損を防ぐための注意事項

- ① 急激な衝撃を与えない旨。
- ② 耐熱ガラスではない旨。
- ③ 急激な温度変化を避ける旨(該当しない場合は省略できる)。
- ④ 全面物理強化のもの、全面積層強化のものその他破損した場合に破片が鋭利なかけら又は細片となって激しく飛散するおそれがあるものについては、傷が付くような取扱いは避ける旨。

ロ)破損した場合に関する注意事項

イ) ④に規定するものあつては、破損した場合に、破片が鋭利なかけら又は細片となって激しく飛散するおそれがあるので注意する旨。

4 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

●2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け、刻印等)により表示する。

表示例

品名 強化ガラス製器具
 強化の種類 全面物理強化
 取扱い上の注意
 ・急激な衝撃を与えない旨
 ・耐熱ガラスではないため急激な温度変化を避ける旨
 ・傷が付くような取扱いは避ける旨
 ・破損した場合、破片が細片となって激しく飛散する特性があるので注意する旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具

定義

- 耐熱ガラスのうち、ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食食用、食卓用又は台所用の器具に限る(コップや皿、調味料入れなど)。
- ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造したもの。花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等については除く。

1 品名

- 耐熱温度差が120℃以上400℃未満のものは「耐熱ガラス製器具」の用語を、耐熱温度差が400℃以上のものは「超耐熱ガラス製器具」の用語を用いてそれぞれ表示する。それ以外の用語では表示できない。

2 使用区分

- その使用区分を示す用語を用いて適正に表示する。
- その使用区分が、次の表に掲げる使用区分に応ずるもの場合、それぞれ同表の用語を用いて表示する。
- いくつもの用途に使用されるものは、その使用区分による種類を列記すればよい。

使用区分	使用区分を示す用語 表示名
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当てて用いられるもの	直火用
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当たらない用途(電磁波によって加熱する用途を除く)に用いられるもの	オープン用
加熱調理用等に用いられるものであって、電磁波によって加熱する用途に用いられるもの	電子レンジ用
熱湯使用によって用いられる器物であって加熱器具として用いられないもの	熱湯用

3 耐熱温度差

- ガラスの部分(器具からガラス以外の部分を取り除いたもの)を試料として一定の温度に定めた恒温器の中に30分間保持した後、これを取り出して、直ちに冷水中に1分間浸したときにその試料が破損しない温度差を表示する(許容範囲は、表示値の±4%以内)。
- 恒温器内の温度と冷水の温度差は耐熱ガラス製器具のうち、直火用は150℃以上、直火用以外のもの(オープン用、電子レンジ用、熱湯用のもの等)は120℃以上、超耐熱ガラスは400℃以上となっている。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。

- イ)調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が発熱しているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置いたりしない旨(超耐熱ガラスを除く)。
- ロ)空炊きをしない旨(超耐熱ガラスを除く)。
- ハ)洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨。
- ニ)突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近づけない旨(直火用のものに限り)。
- ホ)加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨(直火用のものに限り)。
- ヘ)使用区分以外の使用は避ける旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 - 2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付けや刻印等)により表示する。

表示例

品名 耐熱ガラス製器具
 使用区分 直火用
 耐熱温度差 300℃
 取扱い上の注意

- ・調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が発熱しているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置かない旨
- ・空炊きをしない旨
- ・洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨
- ・突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近づけない旨
- ・加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨
- ・使用区分以外の使用は避ける旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

雑貨工業品

漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った
食事用、食卓用又は台所用の器具

定義 木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。



1 品名

- 表面の塗装全てに天然の漆のみを使用したものは「漆器」の用語を用いて表示する。
- 天然の漆以外の塗料すなわちカシュー樹脂塗料、合成樹脂塗料等を塗ったものは「合成漆器」等その品名を示す用語を用いて適正に表示する。
- 表面の塗装に天然の漆と合成樹脂塗料等天然の漆以外の塗料を使用したものがある場合には「漆器」と表示することはできない。

2 表面塗装の種類

- その表面塗装の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面塗装の種類が、表1に掲げる表面塗装の種類に必ずずるときは、同表の表面塗装の種類を示す用語を用いて表示する。
- 表面の塗装が2種類以上行われている場合には、それぞれの塗装部分ごとにその塗装部分を明示した上で当該部分の塗装の種類を示す用語を用いて表示する。
- 下地塗装を行っているものは表面塗装の種類を示す用語の次に括弧書きで「下地塗装」という用語とその下地塗装の種類を示す用語を用いて適正に表示することができる。

表1 表面塗装の種類

表面塗装の種類	表面塗装の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
漆を塗装したもの	漆塗装
カシュー樹脂塗料を塗装したもの	カシュー塗装
メラミンアルキド樹脂塗料を塗装したもの	メラミンアルキド塗装
ユリアアルキド樹脂塗料を塗装したもの	ユリアアルキド塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン塗装

3 素地の種類

- 器具の主な部分について使用される素地の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その素地が、表2に掲げる素地の種類に属するものである場合、それぞれ同表の素地の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種以上の原料樹脂を共重合し又は混合して使用する場合は、その混入割合の大きいものから順次その原料樹脂の種類名を列記して表示する。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。
- 素地に天然木を使用したものは、その天然木の種類を示す用語(例:ひのき、けやき、桜等)を付記することができる。

表2 素地の種類

素地の種類		素地の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木を使用したもの		天然木 この場合において、その用語の次に括弧書きで天然木の種類を示す用語を付記することができる。
合成樹脂を使用したもの		合成樹脂の種類を示す用語 木粉と「合成樹脂の種類を示す用語」の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。
合成樹脂と木粉との混合物を使用したもの	木粉の重量割合が50%を超えるもの	「合成樹脂の種類を示す用語」と木粉の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。
	その他のもの	「合成樹脂の種類を示す用語」と木粉の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。

4 取扱い上の注意

- 「使用方法、使用後の手入れ方法及び保存方法」について、製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
- 次のような事項が想定される。
 - イ) 使用後は湯又は水で洗って柔らかい布でふきとる旨。
 - ロ) 変色又は変形するおそれがあるので直射日光等を避けて保存する旨。
 - ハ) たわし又は磨き粉で磨かない旨。
 - ニ) 食酢、レモン等酸性の強いものを入れたりすると変質し、つやがなくなることがある旨。
 - ホ) 電子レンジに入れない旨。
 - ヘ) 食器洗い機に入れて洗わない旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(下げ札の取付け、刻印、ラベルの貼付け、添付等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、漆器類の本体から容易に離れない方法(下げ札の取付け、刻印、ラベルの貼付け等)にて表示する(箸については、ショーカード等本体から容易に離れないように付着している物以外の物に見やすいように記載して表示することができる)。
- ※通常の使用状態に置いたときの垂直方向への投影面積が200cm²未満であるものについては、「表面塗装の種類」及び「素地の種類」に限定して表示することができる。

表示例

品名	漆器
表面塗装の種類	漆塗装
素地の種類	天然木
取扱い上の注意	・使用方法の注意事項 ・使用後の手入れ方法・保存方法
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	

品名	合成漆器
表面塗装の種類	カシュー塗装
素地の種類	ポリプロピレン
取扱い上の注意	・使用方法の注意事項 ・使用後の手入れ方法・保存方法
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	



雑貨工業品

なべ 鍋

定義

- 食物等を煮るための容器。アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。
- 容量が10ℓを超えるもの及び電気、ガス又は石油等による加熱装置を有するものを除く。

1 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその表面加工が表1に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれの加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

2 材料の種類

- 本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その種類が表2に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料の種類を示す用語の次に括弧書きで、鍋の底の中央部において測定した材料の厚さ(ただし表面加工部分は除く)をミリメートル単位で小数点第一位まで付記する(許容範囲は、銅製のは±20%以内、ステンレス鋼製のは±10%以内、それ以外のものは±15%以内)。
- ただし、鍋の底の中央部が鍋の底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。
- 2種類以上の材料を使用している場合(合わせ板を含む)は、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示する(許容範囲は±20%以内)。
- 直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料を貼り合わせたもの又はめっきを施したものは、「はり底」又は「めっき底」の用語を付記する。

3 寸法

- アルミニウム又はアルミニウム合金製の場合は、JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)の附属書Bの規定による最大内径又は最大内対辺を、その他のものはJIS S3012(家庭用ほうろう器物)の7の規定による内径又は最大内対辺をそれぞれセンチメートル単位で表示する(許容範囲もJISの規定に準ずる)。

4 満水容量

- 縁までの容量(本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量)をリットル単位で表示する(許容範囲は、容量を表す数値の±5%以内)。
- 測定は鍋をよく洗浄した上で行う。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
- (イ)圧力鍋を含む鍋
 - ①空炊きをしない旨。
 - ②使用後はよく洗って乾燥させる旨。
 - ③取っ手の部分が熱くなる場合がある旨(該当しない場合は省略可)。
 - ④縁まで水等を満たした状態で使用しない旨(圧力鍋を除く)。
 - ⑤さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨(該当しない場合は省略可)。
 - ⑥鍋の中に料理を保存しない旨(鉄製でほうろう引きのものを除く)。
 - ⑦スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨(ステンレス鋼製又はアルミニウム鋳物製のものを除く)。
 - ⑧焦げ付き等を落とす際は金属製の硬いものを使用しない旨。
 - ⑨酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨(アルミニウム製のものに限る)。
 - ⑩天ぷら等の料理に際しては、油温を200℃以上に上昇させない旨。
 - ⑪炒めものに使用しない旨(銅板製でほうろう引きのもの又は銅製のものに限る)。
 - ⑫急激な衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨。
 - ⑬ストープの上で使用しない旨。
- (ロ)圧力鍋
 - ①鍋に3分の2(ただし、豆類にあつては3分の1)以上内容物を入れて使用しない旨。
 - ②重曹を直接入れる料理をしない旨。
 - ③多量の油を入れて使用しない旨。
 - ④加熱状態では衝撃を与えない旨。
 - ⑤使用中又は使用後は無理に蓋を開けない旨。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

参考

- JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)
- JIS S3012(家庭用ほうろう器物)
- JIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)

表1 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>表示可</small>
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したものの(皮膜厚さがJIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の6・2・1に定める等級がAA5以上のものに限る)	アルマイト
食品に接触する部分にめっきを施したものの	ニッケルめっき
錫めっきを施したものの	錫めっき
銀めっきを施したものの	銀めっき
ふっ素樹脂塗膜処理を施したものの	ふっ素樹脂塗膜加工
焼付け塗装を施したものの	焼付け塗装
ほうろう引きのもの	ほうろう

表2 材料の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示可</small>
アルミニウム	アルミニウム
アルミニウム又はアルミニウム合金	アルミニウム合金
その他のもの	アルミニウム合金
ステンレス鋼	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分率を括弧書きで付記したもの
ほうろう引きの鋼板	ほうろう用鋼板
炭素含有率が10万分の12以下のもの	ほうろう用鋼板
その他のもの	普通鋼板

表示例

表面加工	内面	ふっ素樹脂塗膜加工
	外面	(底面を除く)焼付け塗装
材料の種類	本体	アルミニウム合金
	はり底	ステンレス鋼(クロム18%)
		(底の厚さ 2.3mm(はり底を含む))
寸法	23cm	
満水容量	2.0ℓ	
取扱い上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・空炊きをしない旨 ・使用後はよく洗って乾燥させる旨 ・取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨 ・縁まで水等を満たした状態で使用しない旨 ・鍋の中に料理を保存しない旨 ・スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨 ・焦げ付き等を落とす際は金属製の硬いものを使用しない旨 ・酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨 ・天ぷら等の料理に際しては、油温を200℃以上に上昇させない旨 ・急激な衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨 ・ストープの上で使用しない旨 	
	○○××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	



雑貨工業品

湯沸かし

定義

- 湯を沸かすために用いられる容器。アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。
- 容量が10ℓを超えるものを除く。また、急須、水差しは含まれない。

1 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその表面加工が表1に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれの加工部分の部位名を示すとともに、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

2 材料の種類

- 本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その種類が表2に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料の種類を示す用語の次に括弧書きで、湯沸かしの底の中央部において測定した材料の厚さ(ただし表面加工部分は除く)をミリメートル単位で小数点第一位まで付記する(許容範囲は、銅製のもの±20%以内、ステンレス鋼製のもの±10%以内、それ以外のものは±15%以内)。
- ただし、湯沸かしの底の中央部が鍋の底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されないと考えられる位置とその測定値を表示することもできる。
- 2種類以上の材料を使用している場合(合わせ板を含む)は、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示する(許容範囲は±20%以内)。
- 直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料を貼り合わせたもの又はめっきを施したものは、「はり底」又は「めっき底」の用語を付記する。

3 満水容量

- 口頭部又は注ぎ口までの容量のうちいずれか少ない縁までの容量(本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量)をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5%以内)。
- 測定は湯沸かしをよく洗浄した上で行う。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)空炊きをしない旨。
 - ロ)縁まで水等を満たした状態で使用しない旨。
 - ハ)取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨(該当しない場合は省略可)。
 - ニ)さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨(該当しない場合は省略可)。
 - ホ)スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨(ステンレス鋼製又はアルミニウム鋳物製のものを除く)。
 - ヘ)強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨。
 - ト)ストーブの上で使用しない旨。
 - チ)使用後はよく洗って乾燥させる旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

参考

- JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)
- JIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)

表1 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>表示名</small>
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したものの(皮膜厚さがJIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の6・2・1に定める等級がAA5以上のものに限る)	アルマイト
食品に接触する部分にめっきを施したものの	ニッケルめっき
錫めっきを施したものの	錫めっき
銀めっきを施したものの	銀めっき
ふっ素樹脂塗膜処理を施したものの	ふっ素樹脂塗膜加工
焼付け塗装を施したものの	焼付け塗装
ほうろう引きのもの	ほうろう

表2 材料の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示名</small>
アルミニウム又はアルミニウム合金	アルミニウム
その他のもの	アルミニウム合金
ステンレス鋼	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分率を括弧書きで付記したもの
ほうろう引きの鋼板	ほうろう用鋼板
その他のもの	普通鋼板

表示例

表面加工 アルマイト
 材料の種類 アルミニウム (底の厚さ 0.8mm)
 満水容量 2.0ℓ
 取扱い上の注意
 ・空炊きをしない旨
 ・縁まで水等を満たした状態で使用しない旨
 ・取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨
 ・スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨
 ・強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨
 ・ストーブの上で使用しない旨
 ・使用後はよく洗って乾燥させる旨

〇〇×株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

湯沸かし

雑貨工業品

魔法瓶

定義

中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの。

1 品名

● 次の表に掲げる魔法瓶の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる用語を用いて表示する。

魔法瓶の種類	用語 <small>表示名</small>
中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの	ガラス製卓上用魔法瓶
	ガラス製卓上用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの	ステンレス製携帯用魔法瓶
	ステンレス製携帯用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの	ステンレス製卓上用魔法瓶
	ステンレス製卓上用まほうびん

2 実容量

● 製品に付属の中栓をしたときに実際に入る容量をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5%以内)。

3 保温効力

(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものを除く)

● 室温20℃±2℃において2時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓をしたときの中栓の下端まで沸騰水を入れ、湯の温度が95℃±1℃になったときにその製品付属の中栓等をした後、一定時間放置した場合のその湯の温度が表示以上になるように温度を表示し、その次に括弧書きでその放置した時間を付記する。

● この場合の一定時間については次の表のように定められている。

魔法瓶の種類	放置する時間
卓上用魔法瓶	10時間
携帯用魔法瓶	6時間

4 保冷効力

(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限り)

● 室温20℃±2℃において2時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓を施したときの中栓の下端まで4℃の冷水(氷は含めないこと)を入れ、水の温度が4℃±1℃になったときに、その製品付属の中栓等をした後、6時間放置した場合におけるその水の温度が表示以下となるように温度を表示し、その次に括弧書きで「6時間」と付記する。

5 材料の種類

- ガラス製卓上用魔法瓶では、中瓶のガラスについて常温における膨張係数が0.0000065以上のガラスを使用している場合は「ソーダ石灰ガラス」、同膨張係数が0.0000065未満のガラスを使用している場合は「ほうけい酸ガラス」の用語を用いて表示する。
- ステンレス製携帯用魔法瓶では、内瓶について「ステンレス鋼」の用語を用いて表示する。
- 胴部、蓋、コップ、口金、中栓、及び揚水パイプについては、消費者が理解しやすいように適切に表現をした上で、これらのパーツの主な部分に用いられた材料の名称を適正に表示する。
- 合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。

6 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
 - イ) 火のそばに置かない旨(外装が合成樹脂のものに限る)。
 - ロ) 中栓及び蓋は確実に閉めて使用する旨。
 - ハ) 熱いものを入れて使用する場合には横転させて中身が出ないように注意する旨(ガラス製卓上用魔法瓶に限る。なお、横転させても中身が流れ出ないものを除く)。
 - ニ) 飲み物は、中栓下端より少な目に入れる旨(ステンレス製携帯用魔法瓶に限る)。
 - ホ) 子供のいたずらに注意する旨。
 - ヘ) 丸洗いをしない旨(ただし、丸洗いでできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する)。
 - ト) ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨。
 - チ) 熱い飲料物の保温用途での使用を禁止する旨(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限り)。

7 表示者名等の付記

● 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

● 魔法瓶ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 ※ただし、使用上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベル、取扱説明書の貼付け等)にて表示する。

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2006(まほうびん)

表示例

品名	ガラス製卓上用魔法瓶
実容量	2.2ℓ
保温効力	80℃以上(10時間)
材料の種類	中瓶のガラス ほうけい酸ガラス 胴部 鋼(印刷鋼板) 蓋 ポリプロピレン コップ ポリプロピレン 口金 鋼(クロムめっき) 中栓 ポリプロピレン 揚水パイプ 鋼(クロムめっき)
使用上の注意	・火のそばに置かない旨 ・中栓及び蓋は確実に閉めて使用する旨 ・熱いものを入れて使用する場合には、横転させて中身が流れ出ないように注意する旨 ・子供のいたずらに注意する旨 ・丸洗いをしない旨 ・ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨
	○○××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999


雑貨工業品

革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣

定義

繊維製のものは、繊維製品の各ページを参照。

1 材料の種類

- 材料(裏地がついている革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料にあっては、裏地に使用したものを除く。以下同じ)の種類を表示は、革又は合成皮革製衣料の主な部分について主として使用される材料の名称を適正に表示する。
- その材料の種類が、次の表に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の材料を用いた場合、使用した部分ごとにその部分を示す用語と使用した材料の種類を表示すること。
- 製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する(10ページ参照)。

材料の種類		材料の種類を示す用語 表示名
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類に通称を示す用語
合成皮革	合成皮革	

※合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱方法を具体的に表示すること。
 - イ)色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。
 - ロ)保存、手入れ方法に関する注意事項。
 - ハ)アイロン掛けに関する注意事項。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。
- 例外として、革製の衣料で表面の面積のうち革の割合が100%を占める縫製品は、上記に代えて経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号での表示も認められている。

表示方法等

- 革製衣料ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札又はラベルの縫い付け等)により表示する。

表示例

材料の種類 牛革
 取扱い上の注意
 ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
 ・保存、手入れ方法に関する注意事項
 ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6541(革(レザー)-用語)
- JIS K6553(衣料用語)



雑貨工業品



革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した 手袋

定義

- 特定スポーツ仕様の手袋(ゴルフ用、野球用、ドライブ用など)のものについては、通常生活の用に供されるものではないので除かれる。
- 繊維製のものは、23ページ参照。

1 材料の種類

- 表面に使用した材料の種類を表示する。
- その材料の種類が、次の表に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれの同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の材料を用いた場合、使用した部分ごとにその部分を示す名称と使用した材料の種類を表示すること。
- 製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する(10ページ参照)。

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示名</small>
牛の革	牛革
馬の革	馬革
豚の革	豚革
ペッカリーの革	ペッカリー革
羊の革	羊革
やぎの革	やぎ革
鹿の革	鹿革
犬の革	犬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類に通称を示す用語
合成皮革	合成皮革

※合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 寸法

- 寸法の表示に際しては、JIS S4051(成人用手袋のサイズ及びその表示方法)の2・1「手囲い」で規定される長さをセンチメートル単位の整数により表示すること。

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。
 - ロ)保存、手入れ方法に関する注意事項。
 - ハ)アイロン掛けに関する注意事項。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明らかにする。
- 例外として、革製の手袋で表面の面積のうち革の割合が100%を占める縫製品は、上記に代えて経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号での表示も認められている。

表示方法等

- 手袋ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。下げ札やラベルの貼付け又は縫い付けが一般的。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの縫い付け等が適切)にて表示する。

表示例

(革製のもの)

材料の種類 羊革
 寸法 25cm
 取扱い上の注意
 ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
 ・保存、手入れ方法に関する注意事項
 ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

(合成皮革製のもの)

材料の種類 合成皮革
 寸法 25cm
 取扱い上の注意
 ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
 ・保存、手入れ方法に関する注意事項
 ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6541(革(レザー)一用語)
- JIS S4051(成人用手袋のサイズ及びその表示方法)



かばん

定義

牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。旅行かばん、事務用かばん、ランドセル等を指し、ハンドバッグ(女性用セカンドバッグ、トート型ハンドバッグ、ショルダー型ハンドバッグを含む)、財布等の袋物は対象となっていない。



1 皮革の種類

- 適正に表示することとし、特にかばんの外面積の60%以上が表皮付き(銀付革)の「牛革」「馬革」「豚革」「羊革」「やぎ革」のものについては、その皮革名を用いる。
- 皮革のうち二者あるいは三者の混合のかばんは、それぞれ「牛革・馬革混用」「牛革・豚革混用」「馬革・豚革混用」「牛革・馬革・豚革混用」の用語を用いて表示し、床革(皮革を二枚にそいだ場合の表皮の付かない内側の革)を用いたかばんは、「床革」の用語を用いて表示する。



2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を本体(その容器)又はこれに貼り付けたラベル等、消費者に見やすい箇所に分かりやすく表示する。
 - イ)素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤などで手入れをする旨。
 - ロ)濡れたときは、陰干しで乾かす旨。
 - ハ)保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。
- 例外としてかばんについては、表示者名及び連絡先の表示に代えて経済産業大臣の定めるところにより承認を受けた番号での表示も認められている。



表示方法等

- かばんごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する(下げ札を取っ手等に付ける、ラベルを添付する等)。

表示例

皮革の種類 豚革
 取扱い上の注意
 ・素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨
 ・濡れたときは、陰干しで乾かす旨
 ・保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

●JIS K6541(革(レザー)-用語)



雑貨工業品



洋傘

定義

雨雪・日光を防ぐために頭上にかざすもの。携帯用の雨傘・日傘のほかに、ビーチパラソル及びガーデンパラソルのような定置用の大型の日傘も含まれる。

繊維製品



1 傘生地組成

- 洋傘の傘生地が繊維製品のものについては、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の規定に準じ、繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する。
- 上記において特に注意すべきは、「繊維の名称は指定用語を使用する」「混用率が合計100になるように表示する」ことである。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。



2 親骨の長さ

- 親骨とは洋傘の生地に密着し、これを支えている主要な骨のこと。この親骨の先端から末端までの寸法をセンチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5mm以内)。
- 折り畳み式、スライド式等のものは、伸ばした状態で測る。



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
 - イ)特に風向きに注意し、強風の時は使用しない旨。また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨(ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る)。
 - ロ)中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱい在地中に埋める旨(ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る)。
 - ハ)傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨(ジャンプ式の折り畳み傘に限る)。
- 二)使用方法に関する注意事項。

合成樹脂加工品



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 洋傘ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、縫い付けたラベル、貼付けたラベル等)により表示する。

電気機械器具

表示例

ジャンプ式の折り畳み傘

傘生地組成 塩化ビニル樹脂
 親骨の長さ 60cm
 取扱い上の注意
 ・傘の開閉時やシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨
 ・使用方法に関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

ビーチパラソル又はガーデンパラソル

傘生地組成 ポリエステル 100%
 親骨の長さ 100cm
 取扱い上の注意
 ・特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨
 ・また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨
 ・中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱい在地中に埋める旨
 ・使用方法に関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 合成樹脂加工品品質表示規程

雑貨工業品

洋傘

靴

定義

甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したものに限る。

1 甲皮として使用する材料

- 甲皮として使用する材料名を「合成皮革」と表示する。
- 合成皮革とは、基材に織布又は不織布等を用いて、表面にポリ塩化ビニル・ポリアミド・ポリウレタン等の合成樹脂を形成し、表面に天然皮革模様を型押し(場合によっては発泡剤等の薬品で微細気孔処理を行う)し、天然皮革の特性である外観、感触、光沢、通気性、柔軟性等を与えたものを指す。
- 基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものは、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 底材として使用する材料

- ゴム(天然ゴム、合成ゴム、両者を混合したゴム)を用いている場合は「ゴム底」、合成樹脂又は合成樹脂とゴムとの混合物を用いている場合は「合成底」の用語を用いてそれぞれ表示する。

3 底の耐油性

- 次の試験に合格したもののみ、底材として使用する材料の種類を示す用語の次に括弧書きで「耐油性」と表示することができる。
- 試験の合格基準とは、JIS K6258の(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方)の5に規定する方法によって、試験用油のうち「No.3油」を用い、油温40℃±1℃において22時間±0.25時間浸せき試験を行ったときの体積変化率(膨潤の程度を示すもの)が35%以下であって、かつ、甲皮と底材との接着部の接着力が接着面に対し90度方向への剥離強度で1cm当たり2kg以上あればよい。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨。
 - ロ)火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨。
 - ハ)乾燥するときは、陰干しにする旨。
- 油をひいてある場所での使用はなるべく避ける旨(耐油性の表示があるものはこの項は不要)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 靴ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載し、下げ札の取付け又はラベルの貼付け等、靴本体から容易に離れない方法で行うこと。

表示例

甲皮の使用材 合成皮革
 底材の種類 合成底 (耐油性)
 取扱い上の注意
 ・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨
 ・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨
 ・乾燥するときは、陰干しにする旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS K6258(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方)
- JIS K6541(革(レザー)-用語)



雑貨工業品

たんす

定義 木製、鋼製等使用材料にかかわらず主として衣料品の収納又は保存を目的として使用される箱体のものであって、引き出し、棚又は吊り下げ空間を有するものをいう。

1 寸法

- 外形寸法については、たんすの幅、奥行き、高さ及び引き出しの奥行き寸法をいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(表示値の許容範囲は、外形寸法については+5mm以内、-10mm以内、引き出しの奥行き寸法については-10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 扉付きのたんすの一部には、扉を90度開けると幅が扉の厚み分増加するものがある。このような場合は、扉を閉じた状態における幅のほか、全ての扉を90度開けたときの幅(増加分のみでなく、全体の幅)を表示しなければならない。
- 引き出しの奥行き寸法は、容量(内容積)の最も大きい引き出しの内のり寸法を表示する。

2 表面材

- たんすの正面に使用した材料(側面の表面に使用した材料が正面の表面に使用した材料と異なるときは、正面及び側面のそれぞれの面の表面に使用した材料)の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その材料が、表1に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。ここで示す用語は指定された用語であって、これら以外の用語で表示することはできない。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。
- 2種類以上の表面材を使用している場合は、それぞれの使用部分ごとにその使用部分を分かりやすく示し、当該使用部分ごとに表面材の種類を示す用語を用いて表示する。

表1 表面材の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木(天然木の板をモザイク状に組み合わせて貼り付けて作った板を含む。以下同じ)	天然木
天然木を薄く削いで作った板	天然木単板
天然木化粧合板	天然木化粧合板
天然木化粧繊維板	天然木化粧繊維板
プリント紙化粧合板	プリント紙化粧合板
プリント紙化粧繊維板	プリント紙化粧繊維板
合成樹脂化粧繊維板	「合成樹脂化粧繊維板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧パーティクルボード	「合成樹脂化粧パーティクルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧合板	「合成樹脂化粧合板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの

※表面材の種類のうち、天然木化粧繊維板、プリント紙化粧繊維板、合成樹脂化粧繊維板であって、JIS A5905(繊維板)の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

3 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面加工が、表2に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施しているときは、それぞれの加工部分ごとにその加工部分を分かりやすく示して、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

表2 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆、オイル等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成漆塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
ワックスを塗って仕上げたもの	ワックス仕上げ

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなき場合は、表示を省略することができる。
- イ)据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨。
- ロ)直射日光又は熱を避ける旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- たんすごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。
- イ)たんすの取っ手に下げ札を取り付ける。
- ロ)引き出しの内側に紙ラベル、取扱説明書等を貼付け又は添付する。

表示例

寸法	外形 幅100cm×奥行き80cm×高さ150cm 引き出しの奥行き 650mm
表面材	天然木化粧繊維板
表面加工	ラッカー塗装
取扱い上の注意	・据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨 ・直射日光又は熱を避ける旨

○○××株式会社
 東京都千代田区○○町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品質表示規程
- 繊維製品品質表示規程
- JIS A5905(繊維板)



机及びテーブル

定義

机及びテーブルは、木製、鋼製など使用材料にかかわらず、その甲板(天板ともいう)上で読書、執筆、裁縫、食事などを行い又は物品を置くような構造となっているものをいう。



1 外形寸法

- 外形寸法については、机又はテーブルの本体を収容することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 甲板の幅、奥行き又は高さが調節できるものについては、その最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で外形寸法を示す数値の次に括弧書きで付記する。
- 書棚等がついている机(学習机等)の場合は、書棚等のついた最上までの寸法を本来の高さとして表示し、書棚が取り外しできるかどうかに関わらず、天板の高さも併せて表示する。



2 甲板の表面材

- 甲板の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。その材料が次の表に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。

材料の種類	材料の種類を示す用語 表示名
天然木 (天然木の板をモザイク状に組み合わせて貼り付けて作った板を含む)	天然木
天然木化粧合板	天然木化粧合板
天然木化粧繊維板	天然木化粧繊維板
プリント紙化粧合板	プリント紙化粧合板
プリント紙化粧繊維板	プリント紙化粧繊維板
合成樹脂化粧繊維板	「合成樹脂化粧繊維板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧パーティクルボード	「合成樹脂化粧パーティクルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧合板	「合成樹脂化粧合板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
天然石	「天然石」の用語にその天然石の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
ガラス	ガラス
合成皮革	合成皮革
合成樹脂を主体とするシート	合成樹脂シート

※甲板の表面材の種類のうち、天然木化粧繊維板、プリント紙化粧繊維板、合成樹脂化粧繊維板であって、JIS A5905(繊維板)の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。



3 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面加工が次の表に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。2種類以上の表面加工を施しているときは、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する(例:甲板 ウレタン樹脂塗装、脚部 アミノアルキド樹脂塗装)。

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 表示名
ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カンシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成漆塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗装を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
めっき加工を施したもの	「めっき」の文字にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したもの	アルマイト

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなきは、表示を省略することができる。
 - イ) 直射日光又は熱を避ける旨
 - ロ) 加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かない旨

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 机又はテーブルごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。
 - イ) 机又はテーブルの引き出しの取っ手に下げ札を取り付ける。
 - ロ) 甲板の表面又は裏面の見やすい箇所に紙ラベル、合成樹脂板等を貼り付ける。
 - ハ) 引き出しの内側に、紙ラベル、取扱説明書等を貼付け又は添付する。

表示例

外形寸法 幅 1800mm × 奥行 970mm × 高さ 650mm
甲板の表面材 合成樹脂化粧 MDF (メラミン樹脂)
表面加工 ラッカー塗装
取扱い上の注意
・直射日光又は熱を避ける旨
・加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かない旨

〇〇×× 株式会社
東京都千代田区〇〇町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS A5905(繊維板)

椅子、腰掛け及び座椅子

定義

木製、鋼製等使用材料にかかわらず作業又は休息のために腰を掛けたり、座ったりすること等を主たる目的として使用するもので、背もたれ、肘掛け、又は脚等の有無にかかわらず座面を有するものをいう。



1 寸法

●外形寸法については椅子、腰掛け及び座椅子を収容することができる最小の直方体を想定し、その幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示し、座面の高さについては、座面中央(座位基準点)の水平の高さをミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。

●背もたれ部の床面に対する角度が調節できるもの、座面の高さが調節できるもの又は足を置く台が引き出せるものについては、その寸法の最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で寸法を示す数値の次に括弧書きで付記する。



2 構造部材

●同一の材料を使用している主要な部分ごとに使用している材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●その使用している材料が表1に掲げる構造部材の種類に属する場合は、それぞれ同表の構造部材の種類を示す用語を用いて表示する。ここに示す用語は指定された用語であり、これら以外の用語で表示することはできない。

●合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。



3 表面加工

●表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。

●その表面加工が表2に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。2種類以上の表面加工を施しているときは、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する(例:座部 ウレタン樹脂塗装、肘掛け部 アミノアルキド樹脂塗装)。



4 張り材

●張り材とは、椅子類の構造部材の上にクッション材を介して張り又は構造部材間に張り渡した材料をいう。表示は椅子、腰掛け及び座椅子の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●その材料が、表3に掲げる張り材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の張り材の種類を示す用語を用いて表示する。その材料が繊維製品(ロープを除く)であるときは、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の規定に準じて表示する。



5 クッション材

●クッション材とは、椅子類の張り材の下に充填した材料をいう。表示には、同一のクッション材を使用している主要な部分ごとに当該使用クッション材の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●そのクッション材が、表4に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表のクッション材の種類を示す用語を用いて表示する。



6 取扱い上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。該当しないことが明らかなき場合は、表示を省略することができる。

- イ)直射日光又は熱を避ける旨。
- ロ)乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る)。



7 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●椅子、腰掛け及び座椅子ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。

- イ)椅子の座面の表面又は裏面の見やすい箇所に紙ラベル、合成樹脂板等を貼り付ける。
- ロ)下げ札、巻き紙又は取扱説明書等を添付する。

表1 構造部材の種類

構造部材の種類	構造部材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木	天然木
天然木の板を繊維方向をそろえて重ね、接着して作った板	積層材
普通合板	合板
硬質繊維板、半硬質繊維板または軟質繊維板	繊維板
パーティクルボード	パーティクルボード
竹	竹
とう	とう
鋼、ステンレス鋼、鋳鉄、アルミニウム又はアルミニウム合金	「金属」の用語にその金属の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
天然石	「天然石」の用語にその天然石の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
人造石	人造石
陶磁器	陶磁器

※構造部材の種類のうち、硬質繊維板、半硬質繊維板又は軟質繊維板であって、JIS A5905(繊維板)の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

表2 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
めっき加工を施したもの	「めっき」の用語にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
しゅう酸、硫酸等による陽酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したもの	アルマイト

表3 張り材の種類

張り材の種類	張り材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
皮革	「皮革」の用語にその皮革の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成皮革	合成皮革
布に短繊維を植え付けたもの	植毛シート
ロープ	「ロープ」の用語にその素材の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの

表4 クッション材の種類

クッション材の種類	クッション材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
スポンジゴム	スポンジゴム
ウレタンフォーム	ウレタンフォーム
鋼製ばね	鋼製ばね

表示例

寸法 幅2100mm × 奥行き740mm × 高さ750mm
座面の高さ 350mm
構造部材 天然木
表面加工 ウレタン樹脂塗装
張り材 合成皮革
クッション材 ウレタンフォーム
取扱い上の注意
・直射日光又は熱を避ける旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

スプリングマットレス

定義 マットレスのクッション材としてスプリングを使用したもの。

1 構造

- 1台分のスプリングマットレスの構造を、適正に表示する。
- 特にその構造が一体で折り畳みできないものは「一体式」、ファスナー、布地等で連結されており、折り畳みできるものは「連結式」と表示する。

2 寸法

- JIS S1102(住宅用普通ベッド)6・2「寸法の測定」に規定する測定方法により測定したマットレスの厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する。また、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 表示値の許容範囲は、次の表の通り。
- 連結式の場合は、個々のマットレスを測定し、その和を表示する。

寸法		製作許容差
幅	1000未満	±20
	1000以上 1500未満	+25 -20
	1500以上	+30 -20
長さ		+30 -20
厚さ	180未満	±18
	180以上	±20

(単位 ミリメートル)

3 詰物の材料

(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く)

- 表示に際しては、「コイルスプリング」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで、詰物(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く)の材料の名称を適正に表示することとする。
- その材料が、次の表に掲げる詰物の材料の種類を示す用語である場合は、それぞれ同表に掲げる詰物の材料の種類を示す用語を用いて表示する。

詰物の材料の種類	詰物の材料の種類を示す用語 表示名
軟質ポリウレタンフォーム	ウレタンフォーム
やし繊維を主体とする詰物	バームパッド
フェルト	「フェルト」の文字にそのフェルトの主な材質の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの

4 外装生地組成

- その品質を適正に表示する方法を用いる。
- 特に外装生地が繊維製品の場合は、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いなければならない。

5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)湿気を避け、風通しをよくする旨。
 - ロ)無理に折り曲げない旨。
 - ハ)スプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- スプリングマットレスごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、マットレス本体から容易に離れない方法(布の縫い付け又は貼付け等)により表示する。

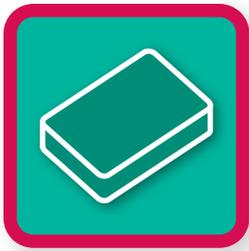
参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム仕様)
- JIS S1102(住宅用普通ベッド)

表示例

構造 一体式
 寸法 厚さ200mm × 幅1000mm × 長さ2000mm
 材料 コイルスプリング
 (詰物 ウレタンフォーム、フェルト(ジュート))
 外装生地の組成
 綿 50% レーヨン 50%
 使用上の注意
 ・湿気を避け、風通しをよくする旨
 ・無理に折り曲げない旨
 ・スプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨

 ○○××株式会社
 東京都千代田区○○町××番地
 TEL 03-9999-9999



ウレタンフォームマットレス

定義

- あらゆる形態で用いる寝具用のもの。
- ウレタンフォームの部分の最大の厚さが50mm以上のものに限る。



1 材 料

- クッション材の種類名を「ウレタンフォーム」の用語を用いて表示する。



2 構 造

- クッション材の構造を示す用語を用いて適正に表示する。
- その構造が次の表に掲げる構造の種類の場合は、それぞれ同表に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示する。

構造の種類	構造の種類を示す用語 <small>表示名</small>
1枚もので、いずれかの表面が波形のもの	1枚もの 波形
1枚もので、表面が波形でないもの	1枚もの 平形
表面が波形でないものを積層したもの	平形
いずれかの表面が波形のものと同表面が波形でないものを積層したもの	波形
不定形のものを使用したもの	不定形



3 寸 法

- クッション材の厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する。また、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる(許容範囲は、JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の5・3「寸法の許容差」の表4「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表5「製品の厚さの許容差」による)。
- 三つ折り等クッション材が複数個で構成されているものの寸法の表示は、各々の小クッションの寸法の総和で示す。



4 硬 さ

- JIS K6400-2(軟質発泡材-物理特性-第2部:硬さ及び圧縮応力-ひずみ特性の求め方)の6・4「A法(40%定圧縮して30秒後の力を求める方法)」に規定する硬さ試験の測定方法により得た数値をニュートン(重量キログラム)単位で表示する。
- この場合の得た数字の大きさに応じ、次の表に掲げる区分に従い同表に掲げる用語を表示し、数値を括弧書きで付記するものとする(許容範囲は、その硬さを示す数値に200ニュートン(20重量kg)を加えたものの±10%以内とする)。

区 分	用語 <small>表示名</small>
110ニュートン(11重量kg)以上	かため
75ニュートン(7.5重量kg)以上 110ニュートン(11重量kg)未満	ふつう
75ニュートン(7.5重量kg)未満	やわらかめ



5 復元率

- JIS K6400-4(軟質発泡材料-物理特性の求め方-第4部:圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ)の6・2・4に規定する測定方法により得た数値を、100から差し引いた残りの数値以下の数値(%)で表示する。
- 復元率の表示値は、製品のバラツキ及び測定誤差を見込んで控えめにした「それ以下の数値」を出すことになっている。「復元率96%」のように記載し、「復元率95%以上」のような表示は適切ではない。



6 外装生地組成

- その品質を適正に表示する方法を用いる。
- 特に外装生地が繊維製品の場合は、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いなければならない。



7 使用上の注意

- 「火又は温度の高いものに近づけない旨」を製品の品質に応じて適切に表示する。



8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。
 - ウレタンフォームマットレスごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、マットレス本体から容易に離れない方法(布の縫い付けもしくは貼付け等)により表示する。
- 三つ折り状態で陳列されている状態でも、表示票が外から見える状態であればならない。



表示方法等

表示例

材 料 ウレタンフォーム
 構 造 1枚もの 波形
 寸 法 幅97cm × 長さ195cm × 厚さ10cm
 硬 さ やわらかめ (70ニュートン)
 復元率 95%
 外装生地組成
 綿 50%、レーヨン 50%
 使用上の注意
 ・火又は温度の高いものに近づけない旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6400-2(軟質発泡材料-物理特性-第2部:硬さ及び圧縮応力-ひずみの特性の求め方)
- JIS K6400-4(軟質発泡材料-物理特性の求め方-第4部:圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ)
- JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム-仕様)

歯ブラシ

定義

- 通常生活で用いられる植毛されたものをいい、柄とブラシ毛から構成されているもの。
- 電動式のもの及び使い捨て用等一時的に使用するものを除く。



1 柄の材質

- その柄の材質を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその柄の材質として合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。



2 毛の材質

- その毛の材質を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその毛の材質として獣毛を用いているものは「天然毛」の用語を用いて表示する。この場合、「天然毛」の用語の次に括弧書きで天然毛の種類を示す用語(例: 狸毛、豚毛等)を付記できる。
- 合成樹脂を使用したものは、柄の材質と同様に合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づいて原料樹脂の種類を表示する。



3 毛の硬さ

- JIS S3016(歯ブラシ)の5・3「毛の硬さ」(1)に定める試料を用いて、同(2・2)「圧縮試験機を用いる方法」により測定し、3(8)「毛の硬さ」に応じた項目名を表示する。



4 耐熱温度

- 当該歯ブラシをその温度の温水に3分間浸したときに柄又は毛に異常を生じない最高の温度を表示する(許容範囲は、表示値の+0、-20%以内)。



5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(ラベルの貼付け、包装への印刷、下げ札、ラベルの添付等)に分かりやすく記載する。

表示例

柄の材質	AS樹脂
毛の材質	天然毛(豚毛)
毛の硬さ	やわらかめ
耐熱温度	80℃

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S3016(歯ブラシ)



雑貨工業品

哺乳用具

定義

- 乳児にミルクを飲ませるときに用いる哺乳瓶又は哺乳器等の瓶。
- 母乳を絞り取るために用いられるさく乳器は含まれない。

1 品名

- その品名を示す用語を用いて適正に表示する(一般的には「哺乳瓶」又は「哺乳器」)。
- この場合において、瓶の部分が合成樹脂のものは「プラスチック製」の用語、ガラス製のものは「ガラス製」の用語を、それぞれ品名を示す用語の次に括弧書きで付記する。

2 材料の種類

- フード、キャップ、中蓋、乳首、中栓(中栓は使用している場合のみ表示する)、瓶、その他の部分品に使用されている材料の名称をそれぞれ適正に表示する。
- 特にその材料が「ほうけい酸ガラス」「天然ゴム」「合成ゴム」を用いたものである場合は、これらの用語を使用して表示する。
- さらに、この場合において、「天然ゴム」又は「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで天然ゴム又は合成ゴムの種類を示す用語を付記することができる。
- 材料に合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。

3 乳首の吸い穴の形状

- その乳首の吸い穴の形状を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特に吸い穴の形状が丸穴、クロスカット又はY字形(スリーカット)の場合は「丸穴」「クロスカット」「Y字形」の用語を用いて表示する。

4 瓶の容量

- 目盛りがある瓶では最大目盛りにおける容量を、目盛りがない瓶では瓶の口頭部までの容量(満水容量)をそれぞれミリリットル単位で表示し、この表示の次に括弧書きでそれぞれ「最大目盛り容量」又は「満水容量」と付記する。
- 許容範囲は、次の表のとおりとする。

瓶の容量	許容範囲	
	ガラス製	プラスチック製
50ml 未満	± 5ml 以内	± 4ml 以内
50ml 以上 100ml 未満	± 6ml 以内	± 4ml 以内
100ml 以上 120ml 未満	± 7ml 以内	± 4ml 以内
120ml 以上 150ml 未満	± 8ml 以内	± 4ml 以内
150ml 以上 200ml 未満	± 9ml 以内	± 4ml 以内
200ml 以上 250ml 未満	± 10ml 以内	± 5ml 以内
250ml 以上 300ml 未満	± 12ml 以内	± 6ml 以内

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨。
 - ロ)高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨(ガラス製のものに限る)。
 - ハ)火のそばに置くと、軟化又は変化することがある旨(プラスチック製のものに限る)。
- 二)硬めのブラシで磨くと、傷が付き、又は不透明になることがある旨(プラスチック製のものに限る)。
- ホ)使用前に亀裂や傷の点検をする旨(ガラス製のものに限る)。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 - 2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付けや添付、印刷、下げ札の取付け等)により表示する。

表示例

品名	哺乳瓶 (ガラス製)	
材料の種類	フード	ポリプロピレン
	キャップ	ポリプロピレン
	中蓋	ポリプロピレン
	乳首	天然ゴム
	中栓	ポリプロピレン
	瓶	ほうけい酸ガラス
乳首の吸い穴の形状	Y字形	
瓶の容量	200ml (最大目盛り容量)	
取扱い上の注意	・使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨 ・高い所から落とす等、急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨 ・使用前に亀裂や傷の点検をする旨	
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	

参考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS T9106(ゴム製乳首)
- JIS T9112(ほ乳瓶)



雑貨工業品

合成洗剤

定義

- 界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の30%を超えるものに限る、台所用は40%を超えるものに限る）。
- 研磨材を含むもの及び化粧品を除く。

※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率がJIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。

1 品名

- 洗濯用に供されるものは「洗濯用合成洗剤」、台所用に供されるものは「台所用合成洗剤」の用語を用いて表示する。

2 成分

- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)又はJIS K3304(石けん試験方法)による成分分析により表示する。また、界面活性剤の含有率を表示するときには、これらの試験方法により「製品重量比」によって表示する。
- 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、括弧書きで界面活性剤の総含有率及び界面活性剤の種類の名を付記する。ただし、界面活性剤の種類の名を知ることができないときその他界面活性剤の種類の名を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。
- 界面活性剤の種類の名及び系別を示す用語は、次の表に応じて表示する。
- 洗浄補助剤の一つである「りん酸塩」については、合成洗剤に1%以上(五酸化りん換算)含有されている場合には「りん酸塩」の用語を用いて表示し、括弧書きで五酸化りん(P₂O₅)としての含有率を付記する。
- りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものについてはその成分の機能の名を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものについてはその成分の機能の名の次に括弧書きで種類の名を示す用語を用いて表示する。
- 蛍光剤、酵素、漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」「漂白剤」の用語を表示する。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名を示す用語 表示名
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系（陰イオン）	・純石けん分（脂肪酸ナトリウム） ・純石けん分（脂肪酸カリウム） ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系（陰イオン）	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系（非イオン）	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系（非イオン）	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
両性イオン系界面活性剤	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
	第4級アンモニウム塩系	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

3 液性

- 水素イオン濃度(pH)が8.0以下6.0以上のもの限り「中性」と表示し、11.0以下8.0を超えるものを「弱アルカリ性」、11.0を超えるものを「アルカリ性」、6.0未満3.0以上のものを「弱酸性」、3.0未満のものを「酸性」と表示する。

●水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものは原液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。液状以外のものは使用適量を用いた溶液についてJIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)の8・3「pH値」に定める方法により行う。測定温度は25℃とする。

4 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- 洗濯用の洗剤であればどの繊維に使えるのか、台所用の洗剤であれば野菜や果物用なのか食器や調理器具用なのか、明確に表示する。使用できないものについても表示することが望ましい。

5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

6 使用量の目安

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える(例:洗濯物5kgに付属の計量スプーンで1杯)。

7 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 野菜及び果物を5分間以上つけたままにしない旨。
 - ハ) 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は30秒間以上、食器及び調理用具は5秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて2回以上すすぐ旨。
 - ニ) 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、5秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて2回以上すすぐ旨。
 - ホ) 用途外に使用しない旨。
 - ヘ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

- 巻末資料に掲載 >>> 111ページ

表示例

粉末の場合

品名 洗濯用合成洗剤
 用途 綿・麻・合成繊維用
 液性 弱アルカリ性
 成分 界面活性剤（27%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキル硫酸エステルナトリウム、純石けん分（脂肪酸ナトリウム））
 水軟化剤（アルミノけい酸塩）
 アルカリ剤（炭酸塩、けい酸塩）
 蛍光増白剤、酵素

正味量 2.2kg
 使用量の目安

洗濯機の大きさ (kg) (表示の洗濯容量)		水量の目安 (高水位)	使用量の目安
洗濯機 (全自動・ 二層式)	5.5~4.5	55ℓ	37g (山盛り)
	4.2~3.6	45ℓ	30g (水45ℓの線)
	3.3~2.8	40ℓ	27g (水40ℓの線)
	2.5~2.0	35ℓ	20g (すりきり1杯)
手洗い		4ℓ	3g (料理小さじ1杯)

使用上の注意

- ・子供の手が届くところに置かない旨
- ・用途外に使用しない旨
- ・万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には応急処置を行い、医師に相談する旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS K3370(台所用合成洗剤)
- JIS K3371(洗濯用合成洗剤)
- JIS Z8802(pH測定方法)

洗濯用又は台所用の石けん

定義

界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの(洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の70%以上のものに限り、台所用の石けんについては60%以上のものに限る)。

※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率がJIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。

1 品 名

●洗濯用に供されるものであって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは「洗濯用石けん」、含有するものは「洗濯用複合石けん」の用語を、台所用に供されるものであって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは「台所用石けん」、含有するものは「台所用複合石けん」の用語を用いてそれぞれ表示する。

●ここに定められた「洗濯用石けん」「洗濯用複合石けん」「台所用石けん」「台所用複合石けん」以外の品名を使うことはできない。「洗濯用」及び「台所用」の両方に使用できるものについては、どちらか一方の用語を用いるが「洗濯用、台所用石けん」と表示する。

2 成 分

●JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)又はJIS K3304(石けん試験方法)による成分分析により表示する。また、界面活性剤の含有率を表示するときには、これらの試験方法により、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のものについては乾燥状態における「重量比」、それ以外のものについては「製品重量比」によって表示する。

●界面活性剤については、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは、「純石けん分」の用語を用いて表示し、括弧書きでその含有率と脂肪酸塩の種類名称を付記する。また、純石けん分以外の界面活性剤を含有するものは、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、括弧書きで純石けん分を含めた界面活性剤の含有率を付記する。さらにこの後に純石けん分の含有率、種類名称及び純石けん分以外の界面活性剤の含有率と種類名称を「純石けん分」「純石けん分以外の界面活性剤」の用語を用いて付記する。

●界面活性剤の種類名称及び系列は、次の表に応じて表示する。

●純石けん分以外の界面活性剤の表示については、該当部分にアンダーラインを引くこと。

●洗浄補助剤の一つである「りん酸塩」については、石けんに1%以上(五酸化りん換算)含有されている場合には「りん酸塩」の用語を用いて表示し、括弧書きで五酸化りん(P₂O₅)としての含有率を付記する。

●りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものについてはその成分の機能の名称を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものについてはその成分の機能の名称の次に括弧書きで種類名称を示す用語を用いて表示する。

●蛍光剤、酵素、漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」「漂白剤」の用語を表示する。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系列を示す用語	界面活性剤の種類名称を示す用語 表示名
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系(陰イオン)	・脂肪酸ナトリウム ・脂肪酸カリウム ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系(陰イオン)	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系(非イオン)	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系(非イオン)	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
両性イオン系界面活性剤	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
	陽イオン系界面活性剤	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

3 液 性

※

●水素イオン濃度(pH)が11.0を超えるものを「アルカリ性」、11.0以下8.0を超えるものを「弱アルカリ性」と表示する。

●水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものは原液について、液状以外のは使用適量を用いた溶液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。測定温度は25℃とする。

4 用 途

※

●その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。

●洗濯用の洗剤であればどの繊維に使えるのか、台所用の洗剤であれば野菜や果物用なのか食器や調理用具用なのか、明確に表示する。使用できないものについても表示することが望ましい。

5 正 味 量

※

●計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。



6 使用量の目安

※

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える(例:洗濯物5kgに付属の計量スプーンで1杯)。

7 使用上の注意

※

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 野菜及び果物を5分間以上つけたままにしない旨。
 - ハ) 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は30秒間以上、食器及び調理用具は5秒間以上すすぐ旨。
 - ニ) 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、5秒間以上すすぐ旨。
 - ホ) 用途外に使用しない旨。
 - ヘ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

※固形石けんについては、「液性」「用途」「正味量」「使用量の目安」「使用上の注意」を省略することができる。

表示例

品名 洗濯用複合石けん
 用途 綿・麻・合成繊維用
 液性 弱アルカリ性
 成分 界面活性剤 (37%)
 純石けん分 (30%、脂肪酸カリウム)
 純石けん分以外の界面活性剤
 (7%、脂肪酸アルカノールアミド)
 水軟化剤 (アルミノけい酸塩)
 アルカリ剤 (炭酸塩)
 分散剤

正味量 2kg
 使用量の目安

洗濯機 (全自動・二層式)	洗濯機 の大きさ (kg) (表示の洗濯容量)	水量の目安 (高水位)	使用量の目安
	4.2~3.6	45ℓ	60g (水45ℓの線)
	3.3~2.8	40ℓ	53g (水40ℓの線)
	2.8~2.5	35ℓ	47g (すりきり1杯)
	2.5~2.0	30ℓ	40g (水30ℓの線)

使用上の注意
 ・子供の手が届くところに置かない旨
 ・用途外に使用しない旨
 ・万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には応急処置を行い、医師に相談する旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)



雑貨工業品

住宅用又は家具用の洗剤

定義

- 洗剤とは、①酸、アルカリ又は酸化剤及び洗剤補助剤その他の添加剤から成り、②その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。
- 研磨材を含むものを除く。

1 品名

- その用途を適切に表現した用語を用いることとし、必ず「洗剤」の用語を付記して表示しなければならない。具体的には「浴室用洗剤」「カビ取り用洗剤」「トイレ用洗剤」「換気扇・レンジ用洗剤」のように表示する。

2 成分

界面活性剤の種類
の名称
▶▶▶ 101ページ

- 「界面活性剤」「洗剤補助剤及びその他の添加剤」「酸又はアルカリ」「酸化剤」の4つに分類される。
- 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示する。その種類ごとの界面活性剤の含有率が3%以上の場合は、「界面活性剤」の用語の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を付記する。2種類以上含まれている場合には含有率の大きいものから順次列記する。3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合は、含有率の最も高いもの1つの種類の名称を示す用語を表示する。
- 洗剤補助剤及びその他の添加剤のうち、その含有率が10%以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示する。種類の名称については合成洗剤に準ずる。また、含有率が1%以上のものについてはその機能の名称を示す用語を表示する。
- 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示し、括弧書きでその成分の含有率を付記する。「塩酸」「硫酸」「しゅう酸」「塩酸及びしゅう酸を含むもののうちの塩酸」「スルファミン酸」「硫酸及びスルファミン酸を含むもののうちの硫酸」「水酸化ナトリウム」は、指定された試験方法により算出された当該成分の含有率を括弧書きで付記しなければならないので、別途確認が必要である(許容範囲は、表示値の±1以内)。
- 酸化剤については、その種類の名称を示す用語を用いて表示する。次亜塩素酸塩を配合しているものについては、「次亜塩素酸塩」の用語を表示する。

3 液性

- 水素イオン濃度(pH)が11.0を超えるものは「アルカリ性」、11.0以下8.0を超えるものは「弱アルカリ性」、8.0以下6.0以上のもは「中性」、6.0未満3.0以上のもは「弱酸性」、3.0未満のもは「酸性」の用語を用いてそれぞれ表示しなければならない。
- 水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のもの原液について、粉末のものは1ℓの水に50gの試料を溶かした溶液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。測定温度は25℃とする。

4 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- トイレ用の洗剤であればトイレのどのような部分に使えるのかを具体的に表示し、家具用の洗剤であればどのような家具に適しているのかを明確に表示する必要がある。また、使用できないものについても表示することが望ましい。

5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

6 使用量の目安

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える。

7 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 用途以外に使用しない旨。
 - ハ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。
- 二) 使用のときはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

- 巻末資料に掲載 ▶▶▶ 111ページ

参考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	トイレ用洗剤
用途	便器、タイル、トイレのタンク
液性	アルカリ性
成分	界面活性剤(････････) 分散剤(････････) 水酸化ナトリウム(1%) 次亜塩素酸塩
正味量	300mℓ
使用量の目安	便器: 1回 5mℓ タイル: 1㎡当たり 10mℓ
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 用途外に使用しない旨 ・ 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には応急処置を行い、医師に相談する旨 ・ 使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー

定義

- 研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの(つや出しの用に供せられるものを除く)をいう。
- 台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。

1 品名

● 「クレンザー」の用語を用いて表示する。他の用語を使って表示することはできない。

2 成分

● 研磨材は「研磨材」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記する(許容範囲は、表示値の±5以内)。

● 研磨材の種類は、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができる。

- ① けい酸アルミニウム系鉱物 ② けい酸系鉱物 ③ 炭酸カルシウム系鉱物 ④ アルミナ系鉱物

● 界面活性剤を含有するものは「界面活性剤」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率及びその種類の名称を付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合は含有率の最も高い界面活性剤の種類名を1つ付記する。

● リン酸塩を1%以上(五酸化りん換算)含有するものは「リン酸塩」の用語を表示し、その用語の次に含有率(五酸化りん換算)を括弧書きで付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。

● 研磨材、界面活性剤、リン酸塩又は漂白剤以外の成分(水を除く)については、含有率が1%以上のものはその成分の機能の名称を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものはその成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示する。

● 漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「漂白剤」の用語を表示する。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の名称を示す用語
陰イオン系 界面活性剤	脂肪酸系(脂肪酸塩又は脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないものをいう)(陰イオン)	・純石けん分 ・アルファスルホ脂肪酸エステル塩
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩
	高級アルコール系(陰イオン)	・アルキル硫酸エステル塩 ・アルキルエーテル硫酸エステル塩
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸塩
非イオン系 界面活性剤	脂肪酸系(非イオン)	・シよ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレン脂肪酸エステル
	高級アルコール系(非イオン)	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
両性イオン系 界面活性剤	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸塩
	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド

3 液性

● 水素イオン濃度(pH)により、右の表に基づきその液性を示す用語を表示する。

水素イオン濃度(pH)	用語 表示名
11.0を超えるもの	アルカリ性
11.0以下8.0を超えるもの	弱アルカリ性
8.0以下6.0以上のもの	中性
6.0未満3.0以上のもの	弱酸性
3.0未満のもの	酸性

4 用途

● その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。

● 台所用のクレンザーでは台所のどのようなものに使えるのか、住宅用のクレンザーでは住宅のどの部分に使えるかを明確に表示する必要がある。

● 使用できないものについても具体的に表示することが望ましい。

5 正味量

● 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

● この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

6 使用上の注意

● 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし該当しない場合は省略できる。

イ) 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ) 万一目に入ったりした場合には、こすらずに水で洗い流す旨。

ハ) 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨(食器、調理器具等の使用に適するものに限る)。

ニ) 飲み込んだ場合の応急処置方法を記載する旨。

ホ) 用途外に使用しない旨。

7 表示者名等の付記

● 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

● 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

● 巻末資料に掲載 >>> 111ページ

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	クレンザー
成分	研磨材(87%) 界面活性剤(5% 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム) アルカリ剤 漂白剤
液性	弱アルカリ性
用途	適するもの ・ 台所用 流し台、調理器具、食器 ・ 浴室用 浴槽(ステンレス) ・ トイレ用 衛生陶器
	適さないもの ・ 漆器 ・ 金銀等の貴金属製品
正味量	400g
使用上の注意	・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 万一目に入ったりした場合には、こすらずに水で洗い流す旨 ・ 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨 ・ 飲み込んだ場合の応急処置方法を記載すること ・ 用途外に使用しない旨
	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999



台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：その他の磨き剤

定義

- 研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、つや出し及び研磨の用に供せられるものをいう。
- 台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。



1 品名

- その品名の中に「磨き剤」の用語を用いて表示する(例:「金属磨き剤」「ガラス磨き剤」等)。



2 成分

- 研磨材は「研磨材」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記する(許容範囲は、表示値の±3以内)。
- 研磨材の種類は、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができる。
 - ① けい酸アルミニウム系珪物 ② けい酸系珪物 ③ 炭酸カルシウム系珪物 ④ アルミナ系珪物
- 脂肪酸は「脂肪酸」の用語を用いて表示する。
- 有機溶剤は「有機溶剤」の用語を用いて表示する。
- 研磨材、脂肪酸又は有機溶剤以外の成分を配合しているものについては、その成分の名称を示す用語を用いて付記することができる(水、香料等)。
- 界面活性剤を含有するものは「界面活性剤」の用語を用いて表示する。



3 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- 住宅用の磨き剤であれば、住宅のどの部分に使えるのかを明確に表示する必要がある。
- 使用できないものについても明確に表示することが望ましい。



4 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。
- この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。



5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 万一目に入った場合には、こすらずに直ちに水で十分洗い流す旨。
 - ハ) 火気のあるところでは使用しない旨(引火点が40℃以下のものに限る)。
 - ニ) 用途外に使用しない旨。



6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

参 考

- 計量法
- JIS K0067(化学製品の減量及び残分試験方法)
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	金属磨き剤
成分	研磨材 (9.8% アルミナ系珪物) 界面活性剤 脂肪酸 有機溶剤
用途	適するもの 仏具、ドアの取手、ステンレス流し台、 アルミサッシ、ガスレンジ 適さないもの 金銀等の貴金属製品、メッキ製品
正味量	100g
使用上の注意	・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 万一目に入ったりした場合には、 こすらずに水で洗い流す旨 ・ 用途外に使用しない旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町 × × 番地
TEL 03-9999-9999



接着剤

定義

- 同種又は異種の物体を張り合わせるために使用される物質。
- 動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く。



1 種類

- その種類を示す用語を用いて、適正に表示する。
- 表1に掲げられている種類にあてはまるものは、それぞれ種類を示す用語を用いて表示する。



2 成分

- 主要な成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その成分が表2に掲げる成分の種類の名称を示す用語に該当する場合は、それぞれ成分の種類の名称を示す用語を用いて表示する。その成分の種類の名称を示す用語ごとに括弧書きでその含有率を示す数値を%で付記する。

●ただし、その成分に有機溶剤を含むときは「有機溶剤」の用語に括弧書きでその合計の含有率を示す数値を%で付記し、表中の成分が含まれる場合は、表2の用語を列記する。



3 毒性

- 毒物及び劇物指定令第2条(劇物)に指定されている劇物を使用している場合に限り、「劇物含有」と表示する。



4 用途

- 当該接着剤による接着に適する用途もしくは材料又はその両方を適正に表示する。
- 適する用途又は材料であっても種類によっては接着できない材料がある場合は、これを適正に表示する。



5 正味量

- グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする(許容範囲は、表示値の-3%以内)。



6 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。該当しないことが明らか場合には表示を省略することができる。
 - イ) 子供の手が届かないところに置き、いたづらをしないよう注意する旨。
 - ロ) 接着用以外には使用しない旨。
 - ハ) 使用に際しては、換気を良くする旨。
- 有機溶剤を含んでいるので有害であり蒸気を吸わないよう注意する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。
- 人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を行う旨(具体的な応急処置の方法や消費者に有用な情報(お客様相談電話等)を追加することが望ましい)。



7 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示する。
- 毒性及び取扱い上の注意については、容器本体に表示することが望ましい。
- 小さなタイプの接着剤(正味量15mℓ以下のチューブ入りのもの及び正味量30mℓ以下の瓶入りのもの)は、「毒性」及び「取扱い上の注意」に係る表示のみを見やすいように本体に記載して表示することができる。

参 考

- 毒物及び劇物取締法
- 毒物及び劇物指定令
- 毒物及び劇物取締法施行規則
- JIS S6040(一般工作用接着剤)

表1 種類を示す用語

種類	種類を示す用語 表示名
水性形	水性形接着剤
溶剤形	溶剤形接着剤
熱溶融形	熱溶融形接着剤
化学反応形	化学反応形接着剤

表2 成分の種類を示す用語

成分	成分の種類の名称を示す用語 表示名
合成樹脂	1 酢酸ビニル樹脂
	2 エチレン・酢酸ビニル樹脂
	3 塩化ビニル樹脂
	4 エポキシ樹脂
	5 ウレタン樹脂
	6 スチロール樹脂
	7 アクリル樹脂
	8 ポリアミド樹脂
	9 シアノアクリレート
セルロース	セルロース
合成ゴム	1 ニトリルゴム
	2 スチレン・ブタジエンゴム
	3 クロロプレンゴム
有機溶剤	1 アセトン
	2 ノルマルヘキサン
	3 イソヘキサン
	4 シクロヘキサン
	5 酢酸ブチル
	6 エタノール
	7 イソプロパノール

表示例

種類 溶剤形接着剤
 成分 塩化ビニル樹脂 (25%)
 ウレタン樹脂 (10%)
 有機溶剤 (65%)
 アセトン、酢酸ブチル、
 メチル・イソブチルケトン
 用途 皮革、布、紙、軟質ビニル、
 硬質プラスチックゴム
 (シリコンゴムには使用不可)

正味量 25g

取扱い上の注意

- ・子供の手が届かない所に置き、いたづらをしないよう注意する旨
- ・接着用以外には使用しない旨
- ・使用に際しては、換気を良くする旨
- ・有機溶剤を含んでいるので有害であり蒸気を吸わないよう注意する旨
- ・人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を適正に行う旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

接着剤



雑貨工業品

住宅用又は家具用のワックス

定義 天然ろうや合ろう又は合成樹脂あるいはシリコンを主成分としたつや出し及び保護剤である。

1 品名

●その用途を適切に表現した用語に「ワックス」の用語を付して表示する。

2 成分

●その含有率が1%以上の主要成分(水を含む)について、一般的な名称によりその成分の名称を表示する。
●一般的な名称の例として、「ろう」「油脂」「有機溶剤」「合成樹脂」「シリコン」「水」がある。なお、有機溶剤、合成樹脂については、併せてその具体的な種類を表示することが望ましい。

3 種類

●その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
●その種類が次の表に掲げる種類の場合は、それぞれ同表に掲げる種類を示す用語を用いて表示する。合成樹脂を主成分としたものは、種類を示す用語の次に括弧書きで「樹脂系」の用語を用いて表示する。

種類	種類を示す用語 <small>表示名</small>
ろう、油脂、合成樹脂などと有機溶剤を水に乳化したもの	乳化性
ろう、油脂、合成樹脂などを水に溶解、乳化または可溶化したもの	水性
ろう、油脂、合成樹脂などを成分とするもので前2項に掲げるもの以外のもの	油性

4 用途

●その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
●使用できない材質についても表示することが望ましい。

5 正味量

●グラム単位もしくはキログラム単位又はミリリットル単位もしくはリットル単位による(許容範囲は、表示値の-3%以内)。

6 使用量の目安

●使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。
●「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行うことができる(例:1袋(小袋)で〇〇平方メートル塗れます)。

7 使用上の注意

●危険、事故の応急処置、室内環境面の配慮等の必要事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
●例えば、有機溶剤を含むようなワックスでは「塗布する際、火気に注意すること」や「万一飲み込んだ場合の処置」「密閉した室内で塗布すると有機溶剤が揮発して危険」等。

8 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

表示例

品名 床用ワックス
用途 化学タイル、クッションフロア、塗装木質床等の床材の保護とつや出し
白木には適しません。
種類 水性(樹脂系)
成分 合成樹脂、水
正味量 1ℓ
使用量の目安 1㎡あたり12g
使用上の注意
・危険、事故の応急処置に関すること
・室内環境面の配慮に関すること

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999